

- Q 1 いつから申出できますか  
A 出国予定日のおおむね1か月前からになります。  
出国予定日が1か月以上先の方は、しばらくお待ちください。
- Q 2 海外からの申出は可能ですか  
A 海外からの申出は受け付けておりません。  
必ず、日本を出国する前に申出して下さい。
- Q 3 どのくらいで回答がきますか。  
A 基本的には数日のうちに回答することとしています。  
なお、当庁からの回答は申出メールに対する返信の形で行いますので、迷惑メールの設定等をされている場合、返信メールを受信できないことがあります。  
予め受信設定をご確認ください。
- Q 4 申出の処理状況について問合せしたいのですが。また、メールの受信確認はできますか。  
A 申出の処理状況に関するお問合せにはお答えしていません。基本的には、数日のうちに回答していますので、しばらくお待ちください。  
また、メールの受信確認を行うこともできません。
- Q 5 添付ファイル付きのメールは送信できますか。  
A 添付ファイル付きのメールは受け付けていません。
- Q 6 出国予定日が決まっていないのですがどうすればいいですか。  
A 申出時点における予定に基づき申出を行うか、出国予定日の確定後に申出を行って下さい。
- Q 7 申出をした後又は受理書の交付を受けた後に出国予定日が変更になったときはどうすればいいですか。  
A 出国予定日が変更になった場合でも、申出日からおおむね1か月以内の出国であれば再度の申出は不要です。空港の出国手続の際に、出国予定日が変更になったことをお伝え下さい。
- Q 8 具体的な再入国予定日や再入国予定港が決まっていないのですが、どうすればいいですか。  
A 申出時点における予定を記載してください。
- Q 9 記載した再入国予定日や空港が変わった場合はどうすればいいですか。  
A 記載された再入国予定日や再入国予定港に変更があった場合でも、再度の申出や変更の連絡は不要です。

- Q10 申出をしましたが「申出内容に不備があるため、申出は受理できません。」との回答が来ました。どの部分に不備があったか知りたいです。
- A 個別の申出内容に対する回答はできません。  
同回答は、在留カード番号や身分事項に間違いが認められた際に送信していますので、在留カードを確認しながら、在留カード番号の桁数や生年月日等に注意の上、正確に記入し、再度申出をして下さい。  
また、申出時のメール本文に、追加的防疫措置に応じることへの誓約文（「特設ホームページ掲載の追加的防疫措置の内容を確認しました。再入国に当たっては、同措置に従うことを誓約します。」の文言）が記載されていないものについても、申出内容に不備があるものとして取り扱います。
- Q11 交付された受理書は、何度でも利用できますか。
- A 受理書は、交付後の1回の再入国手続でのみ有効なものです。複数回にわたり再入国する場合はその都度申出をして下さい。
- Q12 受理書を交付され、出国した場合に出国先の在外公館で再入国の確認書を取得する必要がありますか。
- A 受理書を交付されている場合、再入国の確認書は不要です。再入国される場合は、受理書及び滞在先を出国する前72時間以内に検査を受けて取得した新型コロナウイルスに「陰性」である旨の検査証明が必要となります。  
なお、入国拒否対象地域指定日から8月31日までに、再入国許可をもって出国した在留資格保持者の方が、再入国する場合に必要な手続や書類等は、[外務省のホームページ](#)を確認して下さい。
- Q13 家族数名で申出したいのですが、1つのメールにまとめて申出できますか。
- A 家族であっても1名ずつ申出を行っていただく必要があります。
- Q14 代理での申出は可能ですか。
- A 原則として、御本人が申出してください。  
なお、お子様等のご家族の申出を保護者の方が行っていただくことは問題ありません。
- Q15 分からないことがあるのですが、このメールアドレスで質問ができますか。
- A 本メールアドレスは、再入国予定に係る申出専用であり、お問合せに回答することはできません。[ホームページ記載の手続](#)について不明な点があれば、出入国在留管理庁出入国管理部出入国管理課（TEL：03-3580-4111（内線5686、2760））までお問い合わせ下さい。